

仕 様 書

(高齢者の特性を踏まえた地域保健にかかる分析業務)

令和3年度

小 値 賀 町

高齢者の特性を踏まえた地域保健にかかる分析業務 仕様書

第1条 この仕様書は、令和3年度 高齢者の特性を踏まえた地域保健にかかる分析業務について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 仕様は以下のとおりとし、入札額には業務遂行に必要な全ての費用を含めることとする。

1 目的

高齢者の健康寿命延伸を図るための、高齢者の健康課題に対応した健康相談や保健指導によるフレイル予防や重症化予防等を行う「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施（以下、「一体的事業」という）」事業計画策定に向け、KDBシステム等を活用し高齢者の疾病の状況分析を行うことで、効果的・効率的な一体的事業の構築を行うために本業務を委託する。

2 委託業務概要

KDBシステム等を活用して疾病状況の調査・分析を行い、効果的かつ効率的な事業構築のための提言について報告するものとする。

3 委託業務内容

①健診・医療・介護の現状分析

一体的事業の実施に向け、KDBシステム等を活用した基本属性（性・年齢階級・地区など）、要介護認定の有無、健診受診の有無、治療の有無など様々な要因分析を行う。

②フレイルに関する集計・分析（フレイル健診結果との突合分析）

後期高齢者質問票・基本チェックリスト等の結果を、前述①の健診・医療・介護データと突合し、基本属性（性・年齢階級・地区など）、要介護認定の有無、健診受診の有無、治療の有無、その他健康寿命の延伸に寄与すると思われる要因分析を行う。

③分析結果報告書作成

前述①②の分析結果をまとめた報告書を作成し、一体的事業の実施に向け、本町の地域性、住民性、さらには、本町の既存事業の利活用を含めた効果的・効率的な事業実施に向けた提言として報告書を作成するものとする。その際、効果的・効率的な実施に向けた対象者の抽出方法や基準値の設定などについて、提案をまとめ、事業実施体制や社会資源を考慮し、最終的なまとめを行うものとする。同時に、効果的・効率的な事業実施に向け、アプローチ方法別に分けた被保険者一覧表をエクセルデータで作成するものとする。中間報告として、前述①②の分析内容に関する報告書を作成し提出するものとする。

4 提出物

特別調整交付金交付基準（算定省令第6条第9号）で指定された報告様式に準じた項目（事業の実施結果、事業目標の達成状況、事業の実施体制、事業の進め方、事業実施量、事業実施効果、事業評価、取組結果による課題、次年度への改善点等）その他委託者が必要とする事項を備えた紙媒体（1部）及びCD-R等の電子媒体による成果物。

5 履行期限

令和4年3月31日（木）まで

6 受託者要件

- (1) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業における分析業務の実績があること
- (2) 保健事業（受診勧奨・保健指導等）業務及び介護予防事業の実績があること
- (3) 長崎県内に本社または営業所があること

7 業務の再委託について

本委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。一部再委託についてはあらかじめ書面で委託者の承認を得なければ再委託することができない。

8 個人情報保護及びセキュリティ対策

- (1) 受託者は、小値賀町個人情報保護条例（平成17年6月条例第15号）その他の個人情報保護に関する規定を遵守しなければならない。
- (2) 本業務における個人情報の取扱いに当たって、受託者は小値賀町個人情報保護条例施行規則（平成17年6月規則第14号）及び別紙1（個人情報取扱注意事項）の規定により、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、分析結果について、個人が特定できない状態とする場合に限り、当該情報の保管及び利用をすることができる。

10 その他業務委託に関する一般的事項

- (1) 受託者は、業務実施の際に「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」（令和元年10月厚生労働省保健局高齢者医療課）を参考にすること。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに工程表（業務スケジュール）を委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、業務実施までに委託者と緊密に打ち合わせを実施すること。
- (4) 本業務に使用する報告書様式は、事前に必ず委託者の確認を受けること。
- (5) 本業務の従事者は、業務開始前に、実施に向け万全な体制を取ること。
- (6) 委託者が本業務の実施状況等を照会し、調査又は報告を求めた場合は、受託者は速やかに対応すること。

- (7) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため仕様書に定める業務の実施が困難な場合、委託者と協議の上、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における対応について」（令和2年4月17日事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課）を参考とした事業を実施することもあり得る。また、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等における対応について」（令和2年5月26日事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課）を参考に適切に対応すること。
- (8) その他業務全般に関し仕様書に記載のない事項については、委託者と協議し、十分に調整すること。

第3条 本特記仕様書に定めのない事項は、担当者と協議の上決定することとする。